

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目					項目名	質問内容	回答	
					第	数	(数)	カナ	か)				(か)
1	募集要項	1	1								募集要項の定義	「要求水準書、事業者選定基準、基本契約書(案)、事業管理業務委託契約書(案)、建築設計業務等委託契約書(案)、工事請負契約書(案)、工事監理業務委託契約書(案)、維持管理運営委託契約書(案)、様式集についても、募集要項と一体的なもの(以下これらを総称して「募集要項等」という。)として扱うものである。」との記載がありますが、募集要項等に含まれる書面の内容に齟齬がある場合、どの順番で適用されるのか優先順位をご教示願います。	基本契約書（案）第4条を参照ください。
2	募集要項	8	3	3	(1)						応募者の構成	代表企業の途中入れ替えはどのような状況でも不可という認識でよいでしょうか。	P.9の第3 3(1)「エ 構成員の変更等について」において、「原則として応募グループの構成員の変更及び追加は認めないものとする。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合は、本市の承認を条件として応募グループの構成員(ただし、代表企業を除く。)の変更・追加ができるものとする。」としています。そのため、応募グループ内における代表企業としての地位の変更は、市の承認があれば可能となります。(なお、構成員として変更・追加された者が代表企業になることはできません)
3	募集要項	8	3	3	(1)	ア		(4)			応募者の構成	「代表企業」の役割として「応募手続きを代表して行う企業」との記載がありますが、代表企業には、これ以外の役割・業務等はないと理解してよろしいでしょうか。	代表企業の役割は、基本契約書（案）を参照ください。
4	募集要項	10	3	3	(2)	イ					応募者の参加資格要件（業務別）	(ア)設計企業 (ウ)工事監理の資格者、実績が同一の場合は、証する書類は1部でよろしかったでしょうか。	業務が異なりますので、各企業ごとに必要となる書類を提出してください。
5	募集要項	12	3	3	(2)	イ					応募者の参加資格要件（業務別）	実施方針時の参加資格と今回の募集要項で相違がある部分がありますが、今回のを正と考えてよろしいでしょうか。	募集要項に記載する参加資格が正となります。
6	募集要項	18	3	4	(6)	エ					提案書	「各様式は様式集記載の下表において様式毎に指定された形式を使用して作成すること」との記載がありますが、提案書等一式の電子媒体はwordである必要はあるでしょうか。pdfで代替することは可能でしょうか。(特に、「事業提案書」(様式5)について)	指定した形式で提出をお願いします。なお、同じものをPDF版としてword版に加えて提出していただくことは可能です。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目					項目名	質問内容	回答	
					第	数	(数)	カナ	か)				(か)
1	要求水準書	3	1	4	(2)						事業用地の規模・概要	用途地域について「まちづくりの方向性と整合のとれた用途地域に見直す見込み」と記載ありますが、どの用途地域に見直す予定でしょうか。	未定です。
2	要求水準書	3	1	4	(2)						事業用地の規模・概要	「現在の用途地域に捉われない提案を求める」と記載がありますが、都市計画の変更は貴市の責任において実施するという理解でよろしいでしょうか。また、仮に都市計画の変更が実現しない場合や、変更の遅延によって生じた損害の負担は事業者側の損害も含め貴市が負うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、本市は、合理的な範囲において、民間事業者が生じた損害を負担します。
3	要求水準書	6	1	4	(7)	ウ					地中埋設物状況	地中埋設物の状況が把握可能な資料(図面等)の提供をお願い致します。なお、提案書等提出前に提供頂けない場合、また、提供頂いても事業者が予見できなかった埋設物が後日確認された場合、撤去処分に係る費用につきましては貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。また、事業スケジュールへの影響に関する考え方をご教示下さい。	前段の資料については、配布資料4の解体建物図一式を参照ください。 また、予見できない地中埋設物が確認された場合については、工事請負契約書(案)第18条を参照ください。
4	要求水準書	13	2	2	(1)	イ	イ)	(ア)			収支把握業務	提出が必要な「会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書」は共同企業体に参加している企業の全社分が必要でしょうか。	法令等により作成が義務付けられている書類について、選定された応募グループを構成する構成員すべてによる提出が必要となります。
5	要求水準書	13	2	2	(1)	イ	イ)	(ア)			収支把握業務	提出が必要な「会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書」は共同企業体に参加している企業の全社分が必要な場合、竣工後の設計会社・施工会社の分は不要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	17	3	1	(5)	カ					コスト管理	「請負代金額を上限としたコスト管理を行うための提案を行い、本市と協議すること」との記載がありますが、提案書等の提出(令和5年12月8日)から工事請負契約仮契約の締結(令和6年2月上旬)までの期間の賃金水準又は物価水準の変動等による請負代金額の変更には応じて頂けると理解してよろしいでしょうか。	賃金又は物価の変動に基づく請負代金変更については、工事請負契約書(案)第25条を参照ください。
7	要求水準書	17	3	1	(5)	カ					コスト管理	「請負代金額を上限としたコスト管理を行うための提案を行い、本市と協議すること」との記載がありますが、提案書等の提出以降、予期することのできない特別の事情(感染症の流行や世界情勢の緊迫等)により、急激なインフレが生じ、請負代金額が不適当となった場合、請負代金額を上限とするのではなく、合理付な指標に基づく請負代金額の変更には応じて頂けると理解してよろしいでしょうか。	賃金又は物価の変動に基づく請負代金変更については、工事請負契約書(案)第25条を参照ください。
8	要求水準書	17	3	1	(5)	カ					コスト管理	「請負代金額を上限としたコスト管理を行うための提案を行い、本市と協議すること」との記載がありますが、協議の結果、増項目・減項目を合わせても請負代金額を超過することが避けられない場合、請負代金額の変更には応じて頂けると理解してよろしいでしょうか。	賃金又は物価の変動に基づく請負代金変更については、工事請負契約書(案)第25条を参照ください。
9	要求水準書	19	3	3	(1)	ウ					アスベスト分析調査	閲覧資料(調査報告書)の調査対象以外において、新たに分析調査を行い生じた対策に係る費用は貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。また、事業スケジュールへの影響に関する考え方をご教示下さい。	条件変更等については、工事請負契約書(案)第18条を参照ください。
10	要求水準書	23	3	4	(2)	イ					工事に伴う近隣対策等	「周辺住民からの工事期間中の周辺対策要望に対しても、必要性を十分に検討したうえで対策を講じること」との記載がありますが、通常の近隣対策を超える特別な措置が必要となった場合、その対応及び費用負担について貴市と協議は可能でしょうか。	合理的な範囲を超える近隣対策が必要となった場合は、その対応及び費用負担について協議を行います。
11	要求水準書	24	3	4	(2)	オ					作業日・作業時間	「近隣等との協議により、変更される可能性があることに留意すること」との記載がありますが、近隣等との協議により作業時間の制限を受ける場合、工期の延伸は可能でしょうか。	条件変更等については、工事請負契約書(案)第18条を参照ください。
12	要求水準書	26	3	4	(3)						確認及び書類の提出	「実施設計完了届提出後5日以内に、工事着手届(建設工事)・・・を本市に提出する」との記載がありますが、実施設計完了届の提出から実際の工事着手まで期間を空けざるを得ない事情がある場合、工事着手届の提出を猶予していただくと理解してよろしいでしょうか。	民間事業者の責めに帰すことができない正当な事由により工事着手が遅れる場合は、その理由を明示した書面により、市に着工時期の変更を要請することができます。
13	要求水準書	27	3	4	(2)						留意事項	「新たに確認されたアスベスト含有物の部位の解体撤去費用については、本市と協議を行うものとする」とありますが、貴市にて負担頂くような検討をお願い致します。また、事業スケジュールへの影響に関する考え方をご教示下さい。	条件変更等については、工事請負契約書(案)第18条を参照ください。
14	要求水準書	35	4	I-2	(4)	ア	(イ)				前提条件	宿舎・プレス棟に関して、大規模修繕が必要となっていることはありませんでしょうか。例えば外壁補修や空調設備更新などが発生した場合に1億円以内に収めることが困難になる可能性がありますので、念のための確認です。	宿舎・プレス棟の修繕計画は、選定事業者が行う劣化診断の結果に基づき、市と協議を行い、予算内で優先順位を検討して決定いたします。
15	要求水準書	36	4	I-2	(4)	イ	(エ)				計画修繕業務	計画修繕費用の1,200万円にはウォークトップ舗装(数年に1回の塗りなおし)も含まれるでしょうか。	計画修繕の業務範囲は要求水準書P.35に示す通りです。なお、バンクのウォークトップも含んでおり、当該金額を上回る費用については、本市が負担する計画としています。
16	要求水準書	36	4	I-2	(4)	イ	(エ)				計画修繕業務	計画修繕費用の1,200万円について、例えば2,000万円の単発修繕があった場合は、そのうち1,200万円は事業者が負担し、足りない800万円を高松市様が負担するというのでしょうか。または、1,200万円を超える修繕は高松市様の負担となりますでしょうか。	負担方法については協議します。
17	要求水準書	45	4	II-2	(2)	イ	ア)	(ア)			移転業務に関する要求水準	「JKA及び日本競輪選手会香川支部等が独自で整備を予定しているシステム等」について、具体的なものがありますでしょうか。	要求水準書別紙4「別途工事一覧」の場内関係者欄に明示している内容を参照ください。
18	要求水準書	58	5	4	(3)	イ					業務実施における特記事項	「当該部分については本市が借り上げを行う」との記載がありますが、賃料設定についてはどのようにお考えでしょうか。	当該部分に要した整備費用等を勘案して協議する予定です。
19	要求水準書										別紙5 借地エリア及び業務エリア概略図	「別紙5 借地エリア及び業務エリア概略図」で示す<借地エリア>欄のすべて(①～⑤、A及びB)が事業用定期借地権の範囲となるのでしょうか。	「A仮設場外車券売場設置運営業務」及び「Bチータカ広場移転維持管理業務」の範囲は事業用定期借地権の対象外です。

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目					項目名	質問内容	回答
1	様式集	12	3	3						様式3-7-1 ①	令和5・6年度高松市入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類は受領書でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集	16	3	5						構成員の企業概要	様式3-5構成員の企業概要にて各構成員の納税証明書（法人税（復興特別法人税を含む）、消費税（地方消費税を含む））の写しを添付することとありますが、納税証明証「その3の3」（「法人税」と「消費税及地方消費税」）の書類でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集	35	5	1						事業実施に関する事項	様式5の要領には左下に「A3版・縦 1ページ以内」とありますが、正しくは「A3版・横 1ページ以内」でしょうか。（つまり、縦書きではなく横書きでしょうか。）	A3サイズについては、すべて「横」とします。
4	様式集	36	5	1	1					実施方針、実施計画、実施体制に関する提案	左下に「縦」とありますが、横書きで問題ありませんでしょうか。（36ページ以降の該当ページすべて）	A3サイズについては、すべて「横」とします。